



*経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
令和3年12月24日(金)
14:00解禁

	職業安定部職業対策課	
担	課長	小林 正
	課長補佐	木下 晴美
当	地方障害者雇用担当官	亀村 嘉彦
	電話	075-275-5424

## 令和3年 障害者雇用状況の集計結果

### 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 雇用障害者数 10,000 人を超える

京都労働局（局長 金刺 義行）は、このほど、京都府内の民間企業における、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。法定雇用率は、令和3年3月1日から0.1%引き上げられています。（民間企業2.2%→2.3%・国、地方公共団体等2.5%→2.6%・都道府県教育委員会2.4%→2.5%）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、全国の集計結果につきましては、厚生労働省から発表します。

#### 【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.3%） ※ 以下（ ）は前年値

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
  - ・報告企業数 1,974社（1,893社）
  - ・雇用障害者数 10,247.0人（9,919.0人）、対前年比3.3%（328.0人）増加
  - ・実雇用率 2.28%（2.24%）、対前年比0.04ポイント上昇

〈地方公共団体〉（法定雇用率2.6%・京都府・京都市教育委員会は2.5%）

- 雇用障害者数は、いずれの機関も対前年を上回る。
  - ・京都府の機関：雇用障害者数 151.5人（151.5人）、実雇用率 2.63%（2.64%）
  - ・京都府教育委員会：雇用障害者 181.0人（175.0人）、実雇用率 1.78%（1.73%）
  - ・市町村の機関：雇用障害者数 759.0人（696.0人）、実雇用率 2.37%（2.20%）
- ※ 京都市教育委員会については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行令第2条ただし書きにより厚生労働大臣の指定する教育委員会であるため法定雇用率2.5%が適用される。

〈独立行政法人等〉（法定雇用率2.6%）

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年を上回る。
  - ・雇用障害者数 86.0人（82.5人）、実雇用率 2.49%（2.42%）

## 令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況（概要）

### 1 民間企業における障害者雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業・法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者数は10,247.0人で、前年より328人増加（前年比3.3%増）した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は6,389.0人（前年6,258.5人、2.1%増）、知的障害者は2,383.5人（前年2,310.5人、3.2%増）、精神障害者は1,474.5人（前年1,350.0人、9.2%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.28%（前年は2.24%）で、9年連続過去最高を更新、法定雇用率達成企業の割合は、50.9%（前年53.1%）と前年より2.2ポイント減少した。

#### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別に見ると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満企業規模では、1,410.5人（前年1,326.0人、ただし前年は45.5～100人未満）、100～300人未満で2,349.0人（前年2,254.0人）、300～500人未満で1,067.0人（前年1,008.5人）、500～1,000人未満で1,133.0人（前年1,127.0人）、1,000人以上で4,287.5人（前年4,203.5人）となり、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で2.07%（前年2.08%、ただし前年は45.5～100人未満）、100～300人未満で2.29%（前年2.17%）、300～500人未満で2.21%（前年2.11%）、500～1,000人未満で2.20%（前年2.26%）、1,000人以上で2.40%（前年2.38%）となり、民間企業全体の実雇用率2.28%（前年2.24%）と比較すると、100～300人未満、1,000人以上規模企業が全体の実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満で49.9%（前年52.0%、ただし前年は45.5～100人未満）、100～300人未満で54.2%（前年56.0%）、300～500人未満で46.3%（前年43.5%）、500～1,000人未満で43.4%（前年52.4%）、1,000人以上で54.4%（前年61.7%）で、民間企業全体の雇用率達成割合は50.9%（前年53.1%）となった。300～500人未満以外はすべて前年を下回った。

#### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の数は、「製造業」4,234.5人、「医療、福祉」1,739.5人、「卸売業、小売業」1,032.5人で多く雇用されている。
- ・ 産業別の実雇用率で法定雇用率を上回っている業種は、「運輸業、郵便業」3.21%、「複合サービス業」2.96%、「医療、福祉」2.89%、「生活関連サービス業、娯楽業」2.40%の4業種にとどまった。

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 報告企業数は1,974社（前年1,893社）と前年より81社増加し、法定雇用率未達成企業は969社（前年888社）で81増加した。
- ・ 不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が624社、また、障害者を1人も雇用していない企業（0人企業）は535社であった。

## ○ 特例子会社の状況

- ・ 令和3年6月1日現在、特例子会社（※）の認定を受けている企業数は15社で、前年より1社増加した。 ※ 親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

## 2 地方公共団体の障害者籍状況

### (1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）

- ・ 京都府の機関に在職している障害者の総数は、151.5人と前年と同数であり、実雇用率は2.63%であった。
- ・ 各機関の実雇用率については、京都府知事部局が2.63%（前年2.60%）、京都府公営企業が3.00%（前年2.97%）、京都府警察本部が2.58%（前年2.87%）となっている。

### (2) 京都府教育委員会

- ・ 京都府教育委員会（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は181.0人と前年より6.0人増加し、実雇用率は1.78%（前年1.73%）であった。

### (3) 市町村の機関（京都市教育委員会を含む）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の総数は759.0人と前年より63.0人増加し、実雇用率は2.37%（前年2.20%）であった。

### (※) 京都市教育委員会

- ・ 京都市教育委員会（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の総数は133.0人と前年より31.0人増加し、実雇用率は2.09%（前年1.62%）であった。

## 3 独立行政法人等の障害者雇用状況

- ・ 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は86.0人で、前年より3.5人増加した。
- ・ 実雇用率は2.49%で、前年2.43%を0.06ポイント上回った。

## 4 今後の取り組み

- ・ 法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び公的機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取り組みを実施する。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2.3% <2.2%>  
(43.5人 <45.5人> 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2.6% <2.5%>  
〔労働者数38.5人 <40人>以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6% <2.5%>  
(38.5人 <40人> 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5% <2.4%>  
(40人 <42人> 以上規模の機関)

※ ( ) 内の人数は、各々の割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模で、< >内は、令和2年2月までの法定雇用率である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

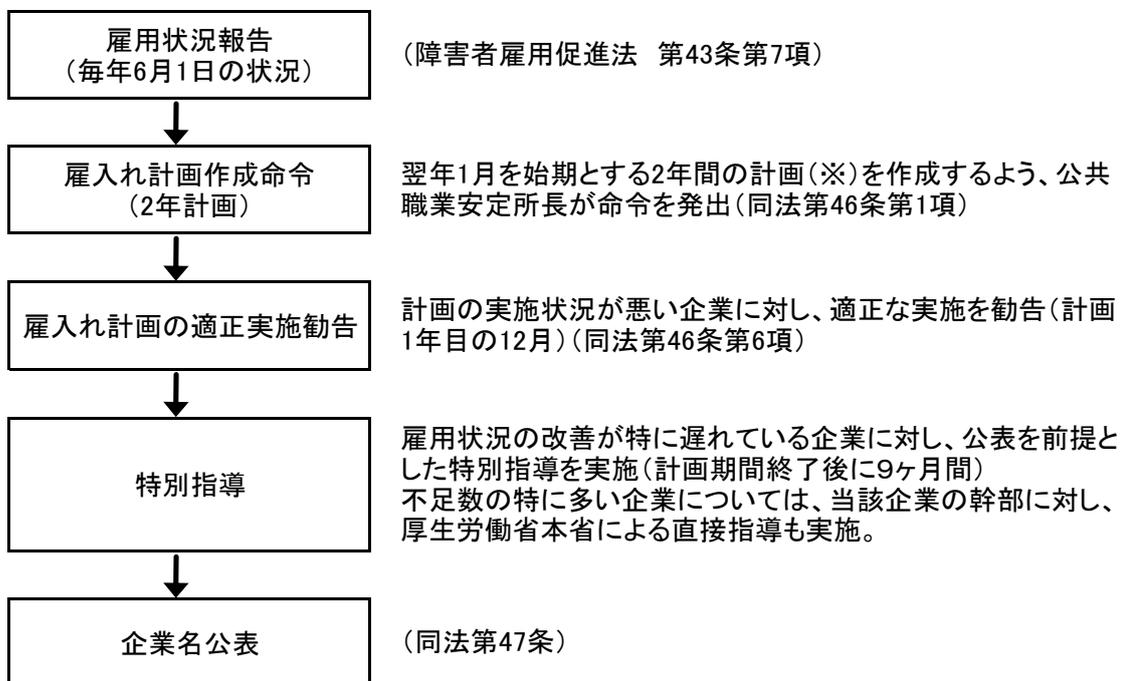
※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

## ◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

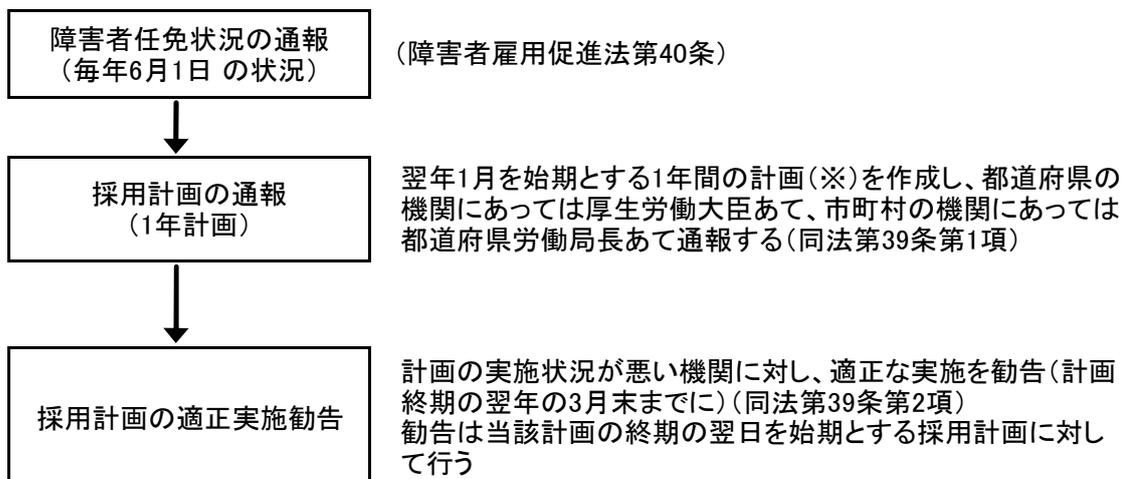
雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。

## ◎障害者雇用率達成指導の流れ(地方公共団体)

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間  
(平成24年1月1日以降の日を始期とする採用計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。)

## 障害者の雇用状況(令和3年6月1日現在)

### <目次>

<b>1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）</b>	
(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況 ① 概況	3
産業別の雇用状況 ② 障害者種別雇用状況	4
産業別の雇用状況 ③ 製造業における雇用状況（概要）	5
産業別の雇用状況 ③ 製造業における雇用状況（障害種別）	6
(4) 民間企業における雇用状況の推移	7
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	8
<b>2 公的機関における在職状況（各機関）</b>	
(1) 府の機関の状況（法定雇用率2.6%）	9
(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.6%）	10
(3) 府等の教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）	9
<b>3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）</b>	
(1) 独立行政法人等の各法人の状況	9

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
京都府	企業 1,974	人 449,000.0	人 2,051	人 291	人 5,451	人 806	人 10,247.0	人 794.0	% 2.28	企業 1,005	% 50.9
	(1,893)	(442,119.0)	(2,026)	(299)	(5,177)	(782)	(9,919.0)	(884.5)	(2.24)	(1,005)	(53.1)
全国	企業 106,924	人 27,156,780.5	人 124,508	人 18,003	人 304,060	人 53,414	人 597,786.0	人 55,081.0	% 2.20	企業 50,306	% 47.0
	(102,698)	(26,866,997.0)	(122,795)	(17,084)	(291,126)	(48,984)	(578,292.0)	(57,630.0)	(2.15)	(49,956)	(48.6)

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
京都府	人 10,247.0	人 1,752	人 218	人 2,519	人 296	人 6,389.0	人 372.5	人 299	人 73	人 1,539	人 347	人 2,383.5	人 164.0	人 1,176	人 380	人 217	人 1,474.5	人 257.5
	(9,919.0)	(1,725)	(192)	(2,457)	(319)	(6,258.5)	(397.0)	(301)	(107)	(1,439)	(325)	(2,310.5)	(208.0)	(1,081)	(338)	(200)	(1,350.0)	(279.5)
全国	人 597,786.0	人 102,888	人 13,437	人 130,917	人 17,875	人 359,067.5	人 22,985.5	人 21,620	人 4,566	人 82,015	人 21,688	人 140,665.0	人 12,845.5	人 75,197	人 29,782	人 15,931	人 98,053.5	人 19,250.0
	(578,292.0)	(101,767)	(12,679)	(131,125)	(17,462)	(356,069.0)	(25,134.0)	(21,028)	(4,405)	(77,885)	(19,722)	(134,207.0)	(13,418.5)	(67,801)	(26,115)	(14,315)	(88,016.0)	(19,077.5)

#### [1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
①平成30年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( ) 内は、令和2年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
①平成30年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( ) 内は、令和2年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
規模計	企業 1,974 (1,893)	人 449,000.0 (442,119.0)	人 2,051 (2,026)	人 291 (299)	人 5,451 (5,177)	人 806 (782)	人 10,247.0 (9,919.0)	人 794.0 (884.5)	% 2.28 (2.24)	企業 1,005 (1,005)	% 50.9 (53.1)
43.5~100人未満	企業 1,050 (954)	人 68,080.5 (63,815.0)	人 234 (219)	人 89 (106)	人 750 (692)	人 207 (180)	人 1,410.5 (1,326.0)	人 1,410.5 (1,326.0)	% 2.07 (2.08)	企業 524 (496)	% 49.9 (52.0)
100~300人未満	企業 648 (659)	人 102,410.5 (104,078.5)	人 422 (386)	人 83 (72)	人 1,293 (1,274)	人 258 (272)	人 2,349.0 (2,254.0)	人 2,349.0 (2,254.0)	% 2.29 (2.17)	企業 351 (369)	% 54.2 (56.0)
300~500人未満	企業 136 (138)	人 48,255.5 (47,878.0)	人 196 (195)	人 37 (53)	人 592 (527)	人 92 (77)	人 1,067.0 (1,008.5)	人 1,067.0 (1,008.5)	% 2.21 (2.11)	企業 63 (60)	% 46.3 (43.5)
500~1,000人未満	企業 83 (82)	人 51,593.0 (49,807.5)	人 230 (249)	人 25 (18)	人 605 (569)	人 86 (84)	人 1,133.0 (1,127.0)	人 1,133.0 (1,127.0)	% 2.20 (2.26)	企業 36 (43)	% 43.4 (52.4)
1,000人以上	企業 57 (60)	人 178,660.5 (176,540.0)	人 969 (977)	人 57 (50)	人 2,211 (2,115)	人 163 (169)	人 4,287.5 (4,203.5)	人 4,287.5 (4,203.5)	% 2.40 (2.38)	企業 31 (37)	% 54.4 (61.7)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間労働 者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間労働 者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. dのうち (注5)に該 当する労働者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規 雇用分
規模計	人 10,247.0 (9,919.0)	人 1,752 (1,725)	人 218 (192)	人 2,519 (2,457)	人 296 (319)	人 6,389.0 (6,258.5)	人 372.5 (397.0)	人 299 (301)	人 73 (107)	人 1,539 (1,439)	人 347 (325)	人 2,383.5 (2,310.5)	人 164.0 (208.0)	人 1,176 (1,081)	人 380 (338)	人 217 (200)	人 1,474.5 (1,350.0)	人 257.5 (279.5)
43.5~100人未満	人 1,410.5 (1,326.0)	人 184 (171)	人 64 (45)	人 360 (340)	人 55 (64)	人 819.5 (759.0)	人 372.5 (397.0)	人 50 (48)	人 25 (61)	人 193 (181)	人 91 (77)	人 363.5 (376.5)	人 164.0 (208.0)	人 129 (96)	人 129 (114)	人 68 (75)	人 227.5 (190.5)	人 257.5 (279.5)
100~300人未満	人 2,349.0 (2,254.0)	人 360 (326)	人 67 (55)	人 592 (600)	人 102 (108)	人 1,430.0 (1,361.0)	人 372.5 (397.0)	人 62 (60)	人 16 (17)	人 407 (379)	人 104 (108)	人 599.0 (570.0)	人 164.0 (208.0)	人 241 (245)	人 105 (106)	人 53 (50)	人 320.0 (323.0)	人 320.0 (323.0)
300~500人未満	人 1,067.0 (1,008.5)	人 168 (166)	人 25 (39)	人 295 (257)	人 39 (33)	人 675.5 (644.5)	人 372.5 (397.0)	人 28 (29)	人 12 (14)	人 132 (130)	人 35 (29)	人 217.5 (216.5)	人 164.0 (208.0)	人 132 (114)	人 51 (41)	人 33 (26)	人 174.0 (147.5)	人 174.0 (147.5)
500~1,000人未満	人 1,133.0 (1,127.0)	人 189 (210)	人 13 (12)	人 256 (254)	人 30 (34)	人 662.0 (703.0)	人 372.5 (397.0)	人 41 (39)	人 12 (6)	人 157 (138)	人 39 (38)	人 270.5 (241.0)	人 164.0 (208.0)	人 168 (150)	人 41 (39)	人 24 (27)	人 200.5 (183.0)	人 200.5 (183.0)
1,000人以上	人 4,287.5 (4,203.5)	人 851 (852)	人 49 (41)	人 1,016 (1,006)	人 70 (80)	人 2,802.0 (2,791.0)	人 372.5 (397.0)	人 118 (125)	人 8 (9)	人 650 (611)	人 78 (73)	人 933.0 (906.5)	人 164.0 (208.0)	人 506 (476)	人 54 (38)	人 39 (22)	人 552.5 (506.0)	人 552.5 (506.0)

注 1 (1) ②の表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
産業計	企業 1,974 (1,893)	人 449,000.0 (442,119.0)	人 2,051 (2,026)	人 291 (299)	人 5,451 (5,177)	人 806 (782)	人 10,247.0 (9,919.0)	人 794.0 (884.5)	% 2.28 (2.24)	企業 1,005 (1,005)	% 50.9 (53.1)
農, 林, 漁業	4 (3)	363.0 (238.5)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	2 (2)	8.0 (7.0)	0.0 (1.0)	2.20 (2.94)	2 (2)	50.0 (66.7)
鉱業, 採石 業, 砂利採取 業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
建設業	58 (59)	5,101.0 (4,829.0)	20 (21)	5 (3)	46 (39)	5 (3)	93.5 (85.5)	20.5 (8.0)	1.83 (1.77)	33 (35)	56.9 (59.3)
製造業	569 (555)	186,473.5 (185,018.0)	970 (945)	42 (42)	2,198 (2,085)	109 (110)	4,234.5 (4,072.0)	283.0 (296.0)	2.27 (2.20)	310 (305)	54.5 (55.0)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	1 (1)	53.5 (52.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.87 (1.90)	1 (1)	100.0 (100.0)
情報通信業	60 (57)	14,629.0 (13,591.5)	47 (45)	2 (2)	131 (135)	10 (13)	232.0 (233.5)	29.0 (47.5)	1.59 (1.72)	17 (20)	28.3 (35.1)
運輸業, 郵便 業	126 (115)	15,530.5 (14,971.5)	102 (85)	15 (12)	262 (242)	34 (31)	498.0 (439.5)	17.5 (25.5)	3.21 (2.94)	77 (69)	61.1 (60.0)
卸売業, 小売 業	358 (345)	55,701.0 (55,322.5)	173 (175)	39 (47)	580 (548)	135 (148)	1,032.5 (1,019.0)	81.0 (99.0)	1.85 (1.84)	142 (160)	39.7 (46.4)
金融業, 保険 業	18 (16)	12,621.0 (12,501.0)	66 (63)	2 (1)	136 (137)	7 (6)	273.5 (267.0)	28.5 (50.0)	2.17 (2.14)	8 (7)	44.4 (43.8)
不動産業, 物 品賃貸業	40 (40)	22,600.0 (22,170.5)	65 (72)	8 (4)	360 (338)	33 (30)	514.5 (501.0)	11.5 (22.5)	2.28 (2.26)	15 (18)	37.5 (45.0)
学術研究, 専 門・技術サー ビス業	51 (48)	6,760.5 (6,578.5)	20 (18)	1 (1)	65 (60)	4 (2)	108.0 (98.0)	14.0 (8.5)	1.60 (1.49)	22 (21)	43.1 (43.8)
宿泊業, 飲食 サービス業	81 (83)	16,035.0 (16,919.5)	61 (63)	12 (13)	152 (172)	54 (47)	313.0 (334.5)	27.5 (50.0)	1.95 (1.98)	31 (32)	38.3 (38.6)
生活関連サー ビス業, 娯楽 業	59 (57)	7,673.0 (7,502.0)	25 (23)	5 (5)	121 (114)	17 (31)	184.5 (180.5)	9.0 (16.0)	2.40 (2.41)	28 (28)	47.5 (49.1)
教育, 学習支 援業	59 (59)	16,319.5 (16,165.5)	71 (75)	6 (5)	179 (168)	18 (16)	336.0 (331.0)	28.0 (37.5)	2.06 (2.05)	27 (28)	45.8 (47.5)
医療, 福祉	313 (292)	60,236.0 (58,297.5)	305 (312)	125 (134)	852 (794)	305 (269)	1,739.5 (1,686.5)	173.0 (174.0)	2.89 (2.89)	190 (181)	60.7 (62.0)
複合サービス 事業	9 (8)	3,600.0 (3,575.5)	30 (30)	2 (4)	43 (39)	3 (3)	106.5 (104.5)	2.0 (1.0)	2.96 (2.92)	6 (6)	66.7 (75.0)
サービス業	168 (155)	25,303.5 (24,385.5)	96 (99)	27 (26)	318 (299)	70 (71)	572.0 (558.5)	69.5 (48.0)	2.26 (2.29)	96 (92)	57.1 (59.4)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	10,247.0 (9,919.0)	1,752 (1,725)	218 (192)	2,519 (2,457)	296 (319)	6,389.0 (6,258.5)	372.5 (397.0)	299 (301)	73 (107)	1,539 (1,439)	347 (325)	2,383.5 (2,310.5)	164.0 (208.0)	1,176 (1,081)	380 (338)	217 (200)	1,474.5 (1,350.0)	257.5 (279.5)
農, 林, 漁業	8.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	5.0 (5.0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	93.5 (85.5)	19 (20)	4 (3)	40 (33)	4 (2)	84.0 (77.0)		1 (1)	1 (0)	3 (3)	1 (1)	6.5 (5.5)		3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	
製造業	4,234.5 (4,072.0)	873 (848)	35 (36)	1,069 (1,066)	52 (59)	2,876.0 (2,827.5)		97 (97)	7 (6)	595 (543)	38 (33)	815.0 (759.5)		504 (459)	49 (35)	30 (17)	543.5 (485.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	232.0 (233.5)	44 (42)	1 (1)	62 (61)	5 (6)	153.5 (149.0)		3 (3)	1 (1)	5 (5)	2 (2)	13.0 (13.0)		59 (65)	8 (9)	5 (4)	65.5 (71.5)	
運輸業, 郵便業	498.0 (439.5)	73 (71)	15 (12)	197 (188)	19 (18)	367.5 (351.0)		29 (14)	0 (0)	35 (29)	11 (11)	98.5 (62.5)		26 (21)	8 (6)	4 (4)	32.0 (26.0)	
卸売業, 小売業	1,032.5 (1,019.0)	146 (147)	25 (33)	222 (220)	39 (49)	558.5 (571.5)		27 (28)	14 (14)	194 (174)	74 (76)	299.0 (282.0)		129 (122)	57 (55)	35 (32)	175.0 (165.5)	
金融業, 保険業	273.5 (267.0)	64 (62)	2 (1)	101 (105)	6 (5)	234.0 (232.5)		2 (1)	0 (0)	6 (6)	1 (1)	10.5 (8.5)		26 (25)	3 (1)	3 (1)	29.0 (26.0)	
不動産業, 物品賃貸業	514.5 (501.0)	37 (43)	7 (4)	100 (82)	13 (14)	187.5 (179.0)		28 (29)	1 (0)	209 (208)	12 (11)	272.0 (271.5)		46 (45)	13 (8)	5 (3)	55.0 (50.5)	
学術研究, 専門・技術サービス業	108.0 (98.0)	20 (18)	1 (1)	35 (37)	3 (0)	77.5 (74.0)		0 (0)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	7.0 (5.0)		20 (14)	4 (6)	3 (4)	23.5 (19.0)	
宿泊業, 飲食サービス業	313.0 (334.5)	39 (43)	10 (11)	46 (50)	19 (14)	143.5 (154.0)		22 (20)	2 (2)	58 (66)	30 (28)	119.0 (122.0)		36 (36)	17 (25)	12 (20)	50.5 (58.5)	
生活関連サービス業, 娯楽業	184.5 (180.5)	17 (15)	4 (3)	37 (36)	7 (11)	78.5 (74.5)		8 (8)	1 (2)	54 (52)	9 (16)	75.5 (78.0)		22 (23)	9 (7)	8 (3)	30.5 (28.0)	
教育, 学習支援業	336.0 (331.0)	64 (68)	6 (5)	75 (71)	5 (6)	211.5 (215.0)		7 (7)	0 (0)	34 (35)	10 (7)	53.0 (52.5)		60 (51)	13 (14)	10 (11)	71.5 (63.5)	
医療, 福祉	1,739.5 (1,686.5)	254 (258)	83 (57)	348 (338)	79 (88)	978.5 (955.0)		51 (54)	42 (77)	254 (228)	141 (120)	468.5 (473.0)		162 (138)	173 (151)	88 (90)	292.5 (258.5)	
複合サービス事業	106.5 (104.5)	15 (15)	1 (2)	26 (27)	1 (0)	57.5 (59.0)		15 (15)	1 (2)	14 (10)	2 (3)	46.0 (43.5)		3 (2)	0 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)	
サービス業	572.0 (558.5)	87 (75)	24 (23)	158 (141)	44 (47)	378.0 (337.5)		9 (24)	3 (3)	67 (71)	14 (14)	95.0 (129.0)		79 (76)	26 (21)	14 (11)	99.0 (92.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
製造業計	企業 569	人 186,473.5	人 970	人 42	人 2,198	人 109	人 4,234.5	人 283.0	% 2.27	企業 310	% 54.5
	555	(185,018.0)	(945)	(42)	(2,085)	(110)	(4,072.0)	(296.0)	(2.20)	(305)	(55.0)
食料品・たば こ	100	14,670.0	64	11	247	31	401.5	32.5	2.74	66	66.0
	(102)	(15,721.5)	(64)	(10)	(242)	(29)	(394.5)	(51.5)	(2.51)	(60)	(58.8)
繊維・衣服	24	9,751.0	59	4	124	3	247.5	13.0	-	15	62.5
	(26)	(9,687.5)	(62)	(5)	(119)	(2)	(249.0)	(13.0)	(2.57)	(20)	(76.9)
木材・家具	8	600.5	1	0	8	0	10.0	1.0	1.67	4	50.0
	(7)	(564.0)	(1)	(0)	(10)	(0)	(12.0)	(4.0)	(2.13)	(4)	(57.1)
パルプ・紙・ 印刷	62	12,346.0	34	0	145	3	214.5	13.0	1.74	22	35.5
	(61)	(12,895.5)	(39)	(0)	(138)	(3)	(217.5)	(10.0)	(1.69)	(24)	(39.3)
化学工業	54	11,597.0	46	1	124	9	221.5	18.0	1.91	26	48.1
	(49)	(10,909.5)	(46)	(0)	(120)	(7)	(215.5)	(16.5)	(1.98)	(26)	(53.1)
窯業・土石	7	925.0	6	0	12	0	24.0	0.0	2.59	7	100.0
	(7)	(908.5)	(5)	(0)	(13)	(0)	(23.0)	(0.0)	(2.53)	(7)	(100.0)
鉄鋼	4	437.5	3	0	6	0	12.0	0.0	2.74	4	100.0
	(5)	(508.0)	(5)	(0)	(9)	(0)	(19.0)	(0.0)	(3.74)	(5)	(100.0)
非鉄金属	8	1,215.0	5	0	15	1	25.5	2.0	2.10	5	62.5
	(7)	(1,182.0)	(6)	(0)	(11)	(1)	(23.5)	(2.0)	(1.99)	(4)	(57.1)
金属製品	45	5,112.5	20	3	76	3	120.5	7.0	2.36	31	68.9
	(42)	(5,316.0)	(21)	(2)	(71)	(5)	(117.5)	(14.0)	(2.21)	(28)	(66.7)
電気機械	76	67,747.5	420	16	775	40	1,651.0	119.0	2.44	46	60.5
	(76)	(68,355.5)	(428)	(17)	(730)	(42)	(1,624.0)	(102.5)	(2.38)	(46)	(60.5)
その他の機械	128	35,864.0	160	3	400	6	726.0	49.0	2.02	61	47.7
	(120)	(35,172.5)	(140)	(4)	(387)	(10)	(676.0)	(44.5)	(1.92)	(55)	(45.8)
その他	53	26,207.5	152	4	266	13	580.5	28.5	2.22	23	43.4
	(53)	(23,797.5)	(128)	(4)	(235)	(11)	(500.5)	(38.0)	(2.10)	(26)	(49.1)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち (注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	
製造業計	4,234.5	873	35	1,069	52	2,876.0	97	7	595	38	815.0	504	49	30	543.5	
	(4,072.0)	(848)	(36)	(1,066)	(59)	(2,827.5)	(97)	(6)	(543)	(33)	(759.5)	(459)	(35)	(17)	(485.0)	
食料品・たばこ	401.5	39	7	76	10	166.0	25	4	129	14	190.0	37	12	5	45.5	
	(394.5)	(36)	(8)	(81)	(9)	(165.5)	(28)	(2)	(126)	(13)	(190.5)	(31)	(11)	(4)	(38.5)	
繊維・衣服	247.5	53	3	48	0	157.0	6	1	42	1	55.5	33	3	1	35.0	
	(249.0)	(56)	(4)	(52)	(0)	(168.0)	(6)	(1)	(42)	(0)	(55.0)	(25)	(2)	(0)	(26.0)	
木材・家具	10.0	0	0	4	0	4.0	1	0	3	0	5.0	1	0	0	1.0	
	(12.0)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6.0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(5.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	
パルプ・紙・印刷	214.5	28	0	68	0	124.0	6	0	45	3	58.5	29	3	3	32.0	
	(217.5)	(31)	(0)	(68)	(0)	(130.0)	(8)	(0)	(37)	(3)	(54.5)	(33)	(0)	(0)	(33.0)	
化学工業	221.5	35	1	47	4	120.0	11	0	35	4	59.0	40	3	2	42.5	
	(215.5)	(35)	(0)	(49)	(3)	(120.5)	(11)	(0)	(31)	(3)	(54.5)	(39)	(2)	(1)	(40.5)	
窯業・土石	24.0	6	0	6	0	18.0	0	0	4	0	4.0	2	0	0	2.0	
	(23.0)	(5)	(0)	(7)	(0)	(17.0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(4.0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	
鉄鋼	12.0	3	0	5	0	11.0	0	0	1	0	1.0	0	0	0	0.0	
	(19.0)	(5)	(0)	(7)	(0)	(17.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	
非鉄金属	25.5	5	0	7	1	17.5	0	0	5	0	5.0	3	0	0	3.0	
	(23.5)	(6)	(0)	(7)	(1)	(19.5)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	
金属製品	120.5	20	3	29	2	73.0	0	0	27	1	27.5	20	0	0	20.0	
	(117.5)	(21)	(2)	(28)	(4)	(74.0)	(0)	(0)	(25)	(1)	(25.5)	(18)	(0)	(0)	(18.0)	
電気機械	1,651.0	402	16	445	30	1,280.0	18	0	140	7	179.5	175	18	15	191.5	
	(1,624.0)	(411)	(16)	(432)	(34)	(1,287.0)	(17)	(1)	(133)	(6)	(171.0)	(157)	(10)	(8)	(166.0)	
その他の機械	726.0	149	3	198	1	499.5	11	0	117	2	140.0	82	6	3	86.5	
	(676.0)	(131)	(4)	(200)	(4)	(468.0)	(9)	(0)	(113)	(2)	(132.0)	(72)	(6)	(2)	(76.0)	
その他	580.5	133	2	136	4	406.0	19	2	47	6	90.0	82	4	1	84.5	
	(500.5)	(111)	(2)	(129)	(4)	(355.0)	(17)	(2)	(25)	(5)	(63.5)	(79)	(4)	(2)	(82.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

## (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	京 都				全 国			法定雇用率 (%)	
	企業数 (社)	達成 企業数 (社)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成 企業の割合 (%)	企業数 (社)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成 企業の割合 (%)		
平成13年	1,178	559	1.57	47.5	61,115	1.49	43.7	↓	
14年	1,170	547	1.56	46.8	60,938	1.47	42.5		
15年	1,200	543	1.57	45.2	61,025	1.48	42.5		
16年	1,280	580	1.63	45.3	63,993	1.46	41.7		
17年	1,316	587	1.63	44.6	65,449	1.49	42.1		
18年	1,351	601	1.64	44.5	67,168	1.52	43.4		
19年	1,397	639	1.71	45.7	71,224	1.55	43.8		
20年	1,389	667	1.76	48.0	73,042	1.59	44.9		
21年	1,376	653	1.77	47.5	72,328	1.63	45.5		
22年	1,358	672	1.82	49.5	71,830	1.68	47.0		
23年	1,429	688	1.78	48.1	75,313	1.65	45.3		
24年	1,438	714	1.80	49.7	76,308	1.69	46.8		
25年	1,588	745	1.93	46.9	85,314	1.76	42.7		2.0
26年	1,630	773	1.95	47.4	86,648	1.82	44.7		↓
27年	1,680	835	1.97	49.7	87,935	1.88	47.2		
28年	1,714	868	2.02	50.6	89,359	1.92	48.8		
29年	1,728	918	2.07	53.1	91,024	1.97	50.0		
30年	1,877	929	2.13	49.5	100,586	2.05	45.9		2.2
令和元年	1,884	991	2.23	52.6	101,889	2.11	48.0		↓
2年	1,893	1,005	2.24	53.1	102,698	2.15	48.6		
3年	1,974	1,005	2.28	50.9	106,924	2.20	47.0		

～昭和62年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年～平成17年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

精神障害者である短時間労働者

〔(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年～平成29年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成30年度以降

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

ただし、通報年の3年前の年に属する6月2日以降

に採用された者、通報年の3年前の年に属する

6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神

障害者保健福祉手帳を取得した者については、

1人カウント

(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③ ①のうち雇用障害者の 数が0人である企業数 (障害者雇用ゼロ企業)
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	<b>969</b>	<b>624</b> (64.4%)	<b>194</b> (20.0%)	<b>70</b> (7.2%)	<b>59</b> (6.1%)	<b>20</b> (2.1%)	<b>2</b> (0.2%)	<b>535</b> (55.2%)
43.5～100人未満	<b>526</b>	<b>479</b> (91.1%)	<b>47</b> (8.9%)	-	-	-	-	<b>491</b> (93.3%)
100～300人未満	<b>297</b>	<b>120</b> (40.4%)	<b>111</b> (37.4%)	<b>41</b> (13.8%)	<b>25</b> (8.4%)	-	-	<b>44</b> (14.8%)
300～500人未満	<b>73</b>	<b>14</b> (19.2%)	<b>25</b> (34.2%)	<b>13</b> (17.8%)	<b>18</b> (24.7%)	<b>3</b> (4.1%)	-	<b>0</b> (0.0%)
500～1,000人未満	<b>47</b>	<b>9</b> (19.1%)	<b>8</b> (17.0%)	<b>8</b> (17.0%)	<b>12</b> (25.5%)	<b>10</b> (21.3%)	-	<b>0</b> (0.0%)
1,000人以上	<b>26</b>	<b>2</b> (7.7%)	<b>3</b> (11.5%)	<b>8</b> (30.8%)	<b>4</b> (15.4%)	<b>7</b> (26.9%)	<b>2</b> (7.7%)	<b>0</b> (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模区分内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 ②不足数「規模計」「500～1,000人未満」欄の割合の合計については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

## 2 公的機関における在職状況(各機関)

(1) 府の機関の状況(法定雇用率2.6%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府(知事部局)	4,888.0	128.5	2.63	0.0
京都府公営企業	133.5	4.0	3.00	0.0
京都府警察本部	736.5	19.0	2.58	0.0
合 計	5,758.0	151.5	2.63	0.0

(3) 府の教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	10,156.0	181.0	1.78	72.0

## 3 独立行政法人における雇用状況(各機関)

(1) 独立行政法人の状況(法定雇用率2.6%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都市住宅供給公社	183.0	3.0	1.64	1.0
京都府公立大学法人	2,217.5	59.5	2.68	0.0
地方独立行政法人 京都市立病院機構	826.5	19.5	2.36	1.5
公立大学法人 京都市立芸術大学	100.5	1.0	1.00	1.0
公立大学法人 福知山公立大学	51.5	2.0	3.88	0.0
独立行政法人 京都市産業技術研究所	71.0	1.0	1.41	0.0
合 計	3,450.0	86.0	2.49	3.5

注1 京都市住宅供給公社は、令和3年7月16日付けで不足数は0人となっています。

注2 公立大学法人京都市立芸術大学は、令和3年12月1日付けで不足数は0人となっています。

## (2) 市長村の機関の状況（法定雇用率2.6%）

機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	8,656.0	212.0	2.45	13.0
宇治市 ※3	1,642.5	35.0	2.13	7.0
福知山市 ※3	1,031.0	34.0	3.30	0.0
舞鶴市 ※3	1,020.5	29.5	2.89	0.0
京丹後市 ※3	1,078.5	19.0	1.76	9.0
長岡京市 ※3	746.5	21.0	2.81	0.0
亀岡市 ※3	891.0	21.0	2.36	2.0
南丹市 ※3	637.5	15.0	2.35	1.0
八幡市 ※2	654.0	19.0	2.91	0.0
木津川市 ※3	648.5	15.5	2.39	0.5
京田辺市	606.5	16.5	2.72	0.0
城陽市	578.0	16.0	2.77	0.0
綾部市 ※3	491.5	12.5	2.54	0.0
精華町	328.0	8.0	2.44	0.0
向日市	388.0	7.0	1.80	3.0
京丹波町	276.0	3.0	1.09	4.0
久御山町	342.5	9.0	2.63	0.0
与謝野町	267.0	6.0	2.25	0.0
宮津市 ※3	254.0	4.0	1.57	2.0
大山崎町	164.0	1.0	0.61	3.0
宇治田原町	136.5	3.0	2.20	0.0
井手町	189.5	6.0	3.17	0.0
伊根町	101.0	2.0	1.98	0.0
和束町	95.5	3.0	3.14	0.0
南山城村	80.0	4.0	5.00	0.0
笠置町	54.0	0.0	0.00	1.0
京都市教育委員会 ※1	6,356.5	133.0	2.09	25.0
八幡市教育委員会 ※2	200.0	3.0	1.50	2.0
与謝野町教育委員会	75.5	2.0	2.65	0.0
京田辺市教育委員会	141.5	3.0	2.12	0.0
城陽市教育委員会	106.5	3.0	2.82	0.0
向日市教育委員会	65.0	2.0	3.08	0.0
京都市上下水道局	1,287.0	41.0	3.19	0.0
京田辺市上下水道部	44.5	1.0	2.25	0.0
京都市交通局	653.5	16.0	2.45	0.0
国民健康保険南丹病院組合	422.5	8.0	1.89	2.0
福知山市民病院	518.0	6.0	1.16	7.0
国民健康保険山城病院組合	355.0	4.0	1.13	5.0
京都市消防局	137.0	4.0	2.92	0.0
城南衛生管理組合	93.5	4.0	4.28	0.0
亀岡市立病院	108.0	3.0	2.78	0.0
船井郡衛生管理組合	43.0	4.0	9.30	0.0
合 計	31,965.0	759.0	2.37	86.5

※1 市町村機関の法定雇用率は2.6%です。（京都市教育委員会は2.5%）

※2 八幡市教育委員会は、令和3年12月8日付けで八幡市の特例認定機関となり、現在、不足数は0人です。

※3 特例認定機関

- ①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市公営企業水道部と特例認定を受けている。
- ②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山市上下水道部と特例認定を受けている。
- ③舞鶴市は、舞鶴教育委員会及び市立舞鶴市民病院と特例認定を受けている。
- ④京丹後市は、京丹後市教育委員会及び京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院と特例認定を受けている。
- ⑤長岡京市は、長岡京市教育委員会及び長岡市監査委員と特例認定を受けている。
- ⑥亀岡市は、亀岡市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑦南丹市は、南丹市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑧木津川市は、木津川市教育委員会及び木津川市上下水道部と特例認定を受けている。
- ⑨綾部市は、綾部市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑩宮津市は、宮津市教育委員会と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。